

著作権法第30条について

法制問題小委員会(第3回)

平成23年7月7日(木)

一般社団法人 日本映画製作者連盟

■著作権法第30条についての意見

1. デジタル技術が著しく発達し、私的複製の範囲が急速に拡大していることへの対応

* 著作権法第30条から「その他これに準ずる限られた範囲内」との文言を削除するべきである

30条1項が不当に拡大され、権利者に大きな悪影響をもたらしている原因の一つは、同項に用いられている「その他これに準ずる限られた範囲内」との文言があいまいであり、その外延が必ずしも明確ではないために、拡大解釈されがちであることである。

* 著作権法第30条1項に「ただし書き」を設けるべきである

30条は、ベルヌ条約9条(2)、WIPO著作権条約10条(1)などにより、いわゆるスリー・ステップテストを満たすものでなければならない。すなわち、国内法令で定めることのできる権利の制限規定は、「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」に限られるのではないか。

■著作権法第30条についての意見

2. 著作権侵害への対応

* 権利侵害物を入手して行う録音・録画を違法にするべきである

30条1項3号の新設により、「著作物を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製であっても違法とされたが、著作物を侵害する行為によって作成された海賊版などの物を、その情を知りながら入手して行うデジタル方式の録音又は録画についても違法とするべき。

* 30条1項1号・2号・3号の行為に対する刑事罰を設けるべきである

現行法では、30条1項1号・2号・3号に該当する行為は、違法ではあるが、刑事処罰の対象とされていない。先述した違法行為も含めて、著作権侵害は、刑事罰の対象とされるべきである。

■著作権法第30条についての意見

3. 私的録音録画補償金に関する対応

* 私的録音録画補償金の拡充が必要である

現在の私的録音録画補償金制度のもとでは、汎用機器及びハードディスクが特定機器・媒体として指定されていないため、私的録音録画補償金制度の対象となっていない機器・媒体によって、大量の私的録音録画が行われているのが現実である。

<了>